

第48回加古川まつり花火大会

# 露店出店者募集要項

令和元年6月

加古川まつり実行委員会

加古川まつり実行委員会は、来る8月4日の「加古川まつり花火大会」の実施に向けて、諸準備を整えているところです。また、花火大会の観覧者の皆様にお楽しみいただき、夏の風物詩ともいえる露店の賑わいが安全に演出できますよう、露店出店ブースを花火大会会場である加古川河川敷緑地で予定しております。

つきましては、下記により露店出店者を募集いたします。出店を希望される方は、この募集要項をご精読いただき、内容をご了承のうえお申込みください。

なお、露店の出店につきましては加古川まつり実行委員会の指示に従い、適切かつ安全な大会運営にご協力ください。

## ◇第48回加古川まつり花火大会 開催概要

- ◆開催日時 令和元年 8月 4日 (日) 19:30~20:30 ※荒天中止
- ◆会 場 加古川河川敷緑地
- ◆花火の規模 約5,000発
- ◆人出予想 約9万人
- ◆主 催 加古川まつり実行委員会、加古川市

## ◇出店募集について

- (1) 出店時間 令和元年 8月 4日 (日) 16:00~22:00  
※当日は16:00までに  
出店準備を終え、22:30まで露店の灯りを消さないでください。
- (2) 出店場所 加古川河川敷緑地内  
加古川まつり実行委員会(以下「主催者」とする。)が指定する露店出店エリア内の区画(一般公募)
- (3) 募集店舗数 加古川左岸河川敷 200店舗、加古川右岸河川敷 10店舗
- (4) 出店区画 間口 3.6m × 奥行 3.6m
- (5) 出店料 無 料

- (6) 付帯設備 テント、給水施設、集塵施設、電気施設、吊看板、机、イス、ゴミ箱(必須)等の出店に必要な物品等の主催者による貸し出しはありませんので各自でご用意ください
- (7) 申込資格
- ・平成31年4月1日以降に、引き続き兵庫県内に住民票を有する個人と、兵庫県内に事業所を有する法人に限る
  - ※出店申請責任者【平成31年4月1日現在満20歳以上(平成11年4月2日以前生まれ)】、及び出店申請責任者以外に従事する者【営業補助者(平成31年4月1日現在満16歳以上(平成15年4月2日以前生まれ))】も、平成31年4月1日以降に、引き続き兵庫県内に住民票を有する者に限る
  - ・加古川まつり花火大会開催趣旨に賛同し、募集要項、誓約事項を遵守できる者
  - ・調理販売、食品販売等では、兵庫県が発行する加古川市内で営業可能な営業許可証(飲食店営業・菓子製造業・喫茶店営業)が必要となり、出店決定後に必要な露店の営業許可証を提出していただきます
  - ※「臨時出店届」での出店はできません
  - ※許可申請については各自でおこなってください
  - ・露店の営業許可証は、出店申請責任者が有すること(法人にあつては、法人名義)
  - ・兵庫県暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)及び加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号。以下「加古川市暴力団排除条例」という。)に違反しない者
  - ・兵庫県警察本部の指導により、所轄警察署への出店届出が必要となりますので、出店決定後に出店登録書、誓約書(運転免許証等の顔写真付身分証明書の写しが必要)を提出していただく必要があります
- (8) 申込上限 **1者(社)につき、1回(1ブース)に限る**  
**【注意】** 複数申込みの場合は、すべて無効とします  
 但し、申込み多数の場合は、抽選とさせていただきます  
 出店位置は抽選にて決定しますので、変更することはできません  
 なお、販売品目が隣同士で重複するケースも出ますが、ご了承ください
- (9) 申込方法 第48回加古川まつりホームページの露店出店お申し込みページ内にある「露店出店お申し込みフォーム」のみお申し込みを受付いたします  
 ※郵送、持参等では受付できません
- (10) 申込期間 令和元年6月3日(月)10:00～6月7日(金)17:00まで
- (11) 審査・抽選結果発表 令和元年6月14日(金)10:00予定  
 主催者による厳正なる審査・抽選により、出店可否・出店位置を決定します  
 抽選結果は、当選者の番号(受付番号)を加古川まつりホームページ上に掲載します
- (12) 出店管理 加古川まつり実行委員会 露店事務局
- (13) その他
- ・出店店舗数が募集店舗数に達しない場合でも、追加募集はいたしません
  - ・駐車スペースは1ブース1台のみとします※指定する場所に駐車してください

## 申込みから出店までのスケジュール

### 申込準備 質問受付

P.5 参照

**【重要！】申込みをする前に必ず  
「第48回加古川まつり花火大会露店出店者募集要項」  
を精読してください**

**質問受付期間／令和元年6月3日(月)10:00～6月5日(水)17:00まで**  
※加古川まつりホームページ内のお問い合わせフォームから受付、回答はホームページ内で随時公開します【※こちらのページ(お問い合わせフォーム)からは、出店の申込みはできません】

### ①出店申込

P.4、P.6 参照

**申込期間／令和元年6月3日(月)10:00～6月7日(金)17:00まで**

加古川まつりホームページ内の「露店出店お申し込み」ページからお申込みください  
**【注意】**  
申込みは「露店出店お申し込み」ページからのみとなり、その他の受付は不可となります  
パソコンまたはスマートフォンからのみ対応【フィーチャーフォン(ガラケー)からの申し込みはできません】

### ②審査・抽選 結果発表

P.6 参照

**結果発表日／令和元年6月14日(金)10:00予定**

主催者による厳正な審査・抽選により出店可否・出店位置を決定します

抽選結果は、当選者の番号(受付番号)を、加古川まつりホームページ上に掲載します。当選者には、手続きに必要な書類を普通郵便で郵送します。

### ③必要書類の 提出

P.7 参照

**提出期日／令和元年6月28日(金)消印有効**

出店登録書、誓約書、住民票(令和元年6月1日以降に発行されたものに限る)など必要書類を記入、準備し期日までに指定する場所へ郵送してください

### ④出店者説明会 出店許可証受取

P.8 参照

**出店者説明会／令和元年7月18日(木)14:15～**

※出店申請責任者の方は必ず出席してください

出店許可証、駐車許可証など出店に必要な書類をお渡します  
※説明会に欠席(遅刻を含む)した場合は出店取消しとなります

令和元年8月4日(日) 第48回加古川まつり花火大会  
露店出店 当日

# お申込みの手順について

以下の内容を十分にご確認のうえ、お申し込みください。

露店出店申込みフォームはパソコンまたはスマートフォンからの申込みのみ対応しております。

フィーチャーフォン(ガラケー)からの申込みはできませんのであらかじめご了承ください。

申込み申請登録は、必ず出店申請責任者ご本人が行ってください。

受付が完了するまで、入力事項に間違いが無いよう、慎重に操作をお願いします。

登録が完了したメールアドレスは一度しか使用できませんのでご注意ください。

事務局からのメールがお客様ご利用のメールサービスやセキュリティソフトにより迷惑メールと誤判断され迷惑メールフォルダ・削除フォルダ等に隔離される場合がありますので、必ず送信する前にご確認ください。

パソコンからのメールを受信拒否していたり、URLが記載されているメールは受信しない、ドメイン指定での受信拒否などの設定をされている場合は事務局からのメールが届きませんので、**「@kakogawa-matsuri.com」のドメイン指定受信等、必ず事務局からのメールを受信できる環境を整えてから申込み手続きをしてください。**

制限の解除については、各端末ご契約の携帯電話会社か店舗、プロバイダー等にお問い合わせください。

## 手順

加古川まつりホームページ内の「露店出店お申し込み」ページの下部に、『出店申し込みフォーム①』(下図右を参照)が表示されますので、メールアドレスを登録し、申込み用のパスワードを発行します。

《1》①に、出店申請責任者のメールアドレスを入力する

《2》③に、ランダムに表示される②の数字を入力し、「メールアドレスを仮登録する」をクリックし、送信

① 出店申請責任者のメールアドレスを入力  
② ②に表示される4ケタの数字を入力

送信完了後、仮登録いただきましたメールアドレス宛に、本登録用のホームページ(出店申し込みフォーム②)のURL、パスワードが送信されます。

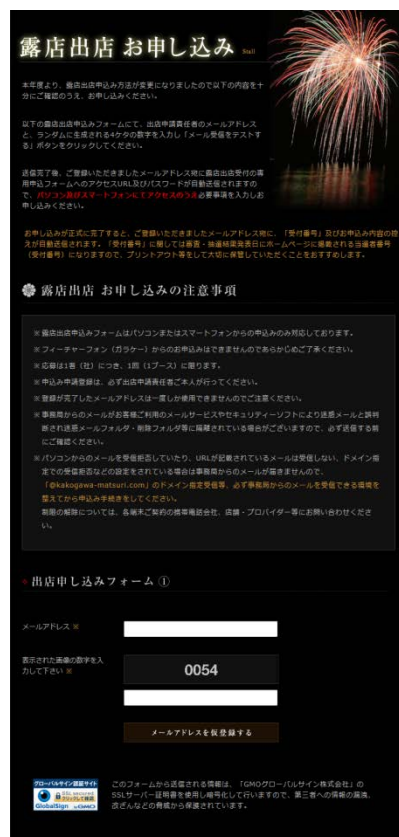
《3》パソコン又はスマートフォンで、メールに記載された本登録用URL(出店申し込みフォーム②)にアクセス

《4》仮登録したメールアドレスと、送られてきたパスワードを入力し、「ログイン」をクリック

① 仮登録した出店申請責任者のメールアドレスを入力

② 送られてきたパスワードを入力し、「ログイン」をクリック

《5》出店申し込みフォーム③(氏名等の入力画面)が表示されるので、必要事項を入力し「入力内容を確認」をクリックし、送信



↑お申し込みフォームの  
トップ画面です

本登録完了後、ご登録いただきましたメールアドレス宛に、「受付番号」及びお申込み内容の控えが送信されます。「受付番号」に関しては審査・抽選結果発表日にホームページに掲載される当選者番号(受付番号)になりますので、プリントアウト等をして大切に保管してください。

# 申込みをする前に

## 申込準備

※「第48回加古川まつり花火大会露店出店者募集要項」  
を精読してください

※『臨時出店届』での出店はできません

※募集要項に定める条件及び各規定を確認し、内容を了承したうえでお申込みください

- ・加古川まつりでの食品の調理・販売には、健康福祉事務所(保健所)の露店の営業許可(許可証の営業区域に加古川市を含む区域、または「兵庫県下一円」と記載されているもの)が必要です。  
※兵庫県外で交付されたもの及び、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市で交付されたものは、加古川市での営業は対象外となりますのでご注意ください。
- ・露店の営業許可をお持ちの方は、営業有効期限、許可内容を確認し、不明な点は加古川健康福祉事務所(保健所)にお問い合わせください。
- ・露店の営業許可をお持ちでない方は、書類提出の締切日(令和元年6月28日(金))に間に合うよう手続きを行ってください。
- ・取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限ります。野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し提供することはできません。  
ただし、一部例外もあります。営業許可と取り扱い品目の関係については、加古川健康福祉事務所(保健所)の判断によりますので、事前に加古川健康福祉事務所(保健所)にお問い合わせください。

【1】アイスクリーム、かき氷、ジュース類の小分け販売については、喫茶店営業(露店)または飲食店営業(露店)の許可証が必要です。

【2】アルコール飲料を提供する場合は、喫茶店営業(露店)ではなく飲食店営業(露店)の許可が必要です。但し、提供方法によっては酒税法上の販売業免許が必要となる場合があります。(9ページを参照)

### <営業許可に関する問い合わせ先>

兵庫県東播磨県民局 加古川健康福祉事務所(保健所)  
加古川市加古川町寺家町天神木97-1 加古川総合庁舎3階  
電話 / 079-422-0004

※許可申請等に必要な費用は、出店申請責任者で負担してください。

## 質問受付

質問受付期間 / 令和元年6月3日(月)10:00~6月5日(水)17:00まで

- 質問方法 / 加古川まつりホームページ内の「露店出店に関するお問い合わせフォーム」から受付  
※電話でのお問い合わせには一切お答えいたしません  
※過度にわたる電話での質問や回答要請をした場合、出店申請の資格を喪失します。
- 回答方法 / 加古川まつりホームページ内の「露店出店に関するよくあるご質問」に随時公開します  
※個人宛てに返信することはできません

※質問の前に、加古川まつりホームページ内の「露店出店に関するよくあるご質問」をご覧ください



## ①出店申込

**申込期間**／令和元年6月3日(月)10:00～6月7日(金)17:00まで

申込方法／加古川まつりホームページ内の出店申込みフォームよりお申込みください

※申込みフォームでの露店出店申込みはパソコンまたはスマートフォンからのみ対応しています  
フィーチャーフォン(ガラケー)からの申込みはできません。あらかじめご了承ください

※申込み申請登録は、**必ず出店申請責任者ご本人が行ってください**

※受付が完了するまで、入力事項に間違いが無いよう、慎重に操作をお願いします

※登録が完了したメールアドレスは使用できません

**★応募は、1者(社)につき、1回(1ブース)に限る**

※出店申請責任者は、花火大会当日の現地責任者とする(申込後の変更はできません)

※お申込みには1者(社)につき、1メールアドレスが必要です

※1つのメールアドレスからは複数の申込みは出来ません

※住所は、**住民票の住所**を入力してください

※1者(1社)が複数のメールアドレスを使って複数の申込みをした場合、すべてを無効とします

※記入漏れや不備のないように入力してください

※申込み内容に虚偽があると判明した場合は、申込みを無効とします

### 【重要！】

- ・出店に関する必要な連絡は、**申込み時にご登録いただいたメールアドレス**に連絡します
- ・事務局から送信するメールアドレスは、[contact@kakogawa-matsuri.com](mailto:contact@kakogawa-matsuri.com) となります
- ・パソコンからのメールを受信拒否していたり、ドメイン指定での受信拒否をされている場合は届きませんので、[@kakogawa-matsuri.com](mailto:@kakogawa-matsuri.com) のドメイン指定受信等、**必ず事務局からのメールを受信できる環境**を整えてから申込み手続きをしてください  
(※制限の解除については、各端末ご契約の携帯電話会社か店舗等にお問い合わせください)
- ・申込みが正式に完了すると、**ご登録いただいたメールアドレス宛て**にお申込み内容が自動返信メールにて送信されますので、大事に保管してください  
(※自動返信メールには**受付番号**が表示されますので、プリントアウト等をして大切に保管していただく事をおすすめします)
- ・事務局からのメールが受信できない事に起因して、出店資格を喪失されても、当事務局では一切責任を負いません

◆応募に際して得られた個人情報は、「加古川まつりにおける出店」以外の目的で使用しません

## ②審査・抽選結果発表

加古川まつり実行委員会(以下、「主催者」とする)による厳正なる審査・抽選により、出店可否・出店位置を決定します

**結果発表日**／令和元年6月14日(金)10:00予定

※審査・抽選は主催者のみで行います

**※当選者の番号(受付番号)を加古川まつりホームページ上に掲載しますので、ご確認ください**

※審査及び抽選結果内容に対する問い合わせ、異議については一切応じませんので、あらかじめご了承ください

※当落結果のお問い合わせにはお答えできません

**※当選者には手続きに必要な書類を普通郵便で郵送いたします**

【注意】

当選者に送付する手続きに必要な書類は、お申込み時に入力していただいた

**住民票の住所に郵送しますので、居住地に住民票の登録をお願いします**

**必要書類の再度発行及び再度郵送はいたしませんので、あらかじめご了承ください**

### ③必要書類の提出

#### 提出期限／ 令和元年6月28日(金) 消印有効

※提出期限までに提出のない場合は、出店取り消しとします

当選者は郵送にて届いた必要書類を記入・署名捺印、準備し期日までに指定される場所へ郵送してください

#### ■提出書類

- ・出店登録書
- ・誓約書
- ・営業補助者登録及び誓約書
- ・食品販売取扱い方法調査書
- ・「住民票の写し」の原本（令和元年6月1日以降に発行されたものに限る。**マイナンバーの記載の無いもの**に限る）

※「住民票記載事項証明書」は不可

※提出いただいた住民票で平成31年4月1日以降県内に居住していることが確認できない場合は、確認できる公的書類(戸籍の附票)等の追加提出をお願いする場合があります。

- ・登記事項証明書の写し（法人の場合のみ・発行3カ月以内）
- ・出店申請責任者が有する露店の営業許可証の写し（露店の営業許可証が必要な店舗のみ）

#### 【 いずれか1点提出 】

身分証明書／①運転免許証の写し(住所を変更されている場合、必ず裏書きのあるもの。裏書きの無い場合や、住民票の住所と異なる場合は失格となりますのでご注意ください。)

②運転経歴証明書の写し

③住民基本台帳カードの写し(写真付のものに限る)

④マイナンバーカードの写し(写真が付いた表面のみ)

※通知カード(薄緑色)は不可

⑤健康保険証の写し(氏名、住所が記載された面)＋顔写真

⑥年金手帳の写し(氏名、住所が記載されたページ)＋顔写真

⑦パスポートの写し(氏名、顔写真及び住所が記載されたページ)

※住民票の写しの原本など、指定箇所の枠におさまらない場合は貼付せずそのまま提出してください

※写真は、タテ4cm × ヨコ3cm 程度

※すべての提出書類は返却いたしません

※提出していただいた書類、個人情報は「加古川まつりにおける出店」以外の目的で使用しません

※住所・氏名・生年月日・有効期限が必ず確認できるよう、コピーは鮮明にとること

- 【注意】・すべての書類は、黒ボールペンで記入してください(鉛筆、擦ると文字が消えるボールペンでの記入は不可)
- ・出店申請責任者、営業補助者の身分証明書(写し)を指定箇所に貼付してください

#### 【重要】

※出店申請責任者及び営業補助者は他店との兼務不可

※販売品目は**1者(社) 3品まで**です。**3品以上の品目を書いて提出された場合は、全て無効**としますので出店できません



## ④出店説明会・出店許可証受取り

下記日程で、出店の注意事項等の説明会を行います  
出店申請責任者の方は、必ず出席するようお願いいたします  
説明会当日に出店許可証など出店に必要な書類をお渡します

日 時／ 令和元年7月18日(木) 14:15～16:15

※受付は13:15～14:15 (時間厳守)

※説明会開始後は、入場できません

場 所／ 加古川市民会館

※会場への入場は、出店申請責任者又は代理人(未成年不可)のどちらか1名に限ります  
※受付時に、**説明会参加証と本人確認ができる身分証明書(顔写真付)の原本**を提示してください(提示ができない場合は入場できません)

※**代理人が出席される場合**は、**説明会参加証**及び「**代理権限証明書**」の提出、**代理人の本人確認ができる身分証明書(顔写真付)原本**を提示してください(提示ができない場合は入場できません)

※時間厳守のため、**ご来場は公共交通機関のご利用**をお願いいたします

※当日**遅刻された場合は欠席とみなし、出店取消し**とします

※代理人は複数の出店申請責任者の委任を受けることはできません

※出店申請責任者は、他店舗の出店申請責任者の代理人となることはできません

※出店説明会専用の駐車場はありません

※説明会の座席は、出店申請責任者又は代理人お一人1座席です。お子様をお連れの場合は保護者の膝の上又は会場外でお待ちいただくこととなります。説明会開催中に妨げとなる行為があった場合はご退場いただくことがあります。一度会場を退出すると再入場はできません。

再入場できない場合は許可証の受け渡しができないため出店取消しとなります

**※説明会に欠席(遅刻・途中退場を含む)の場合は、出店取消しとなります**

## ⑤その他の注意事項

### 【アルコール類の販売について】

酒場、料理店など酒類をもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、酒類販売業免許を受ける必要がないこととされています。（酒税法第9条第1項ただし書き）

例えば、祭りの会場においてビール等をコップに注ぐなどその場で酒類を提供するような場合は、酒税法上の酒類販売業免許は必要ありません。しかし、**消費者に対して単に未開封の缶やびん詰めの酒類を販売する行為であって、その場以外で飲用に供することを予知して販売する場合は、酒税法上の販売業免許が必要となります。**

根拠法令等：酒税法第9条法令解釈通達第2編第9条第2項関係《期限付酒類小売業免許の取扱い》等

**詳しくは、最寄りの税務署へお尋ねください。**

### 【出店申請責任者について】

出店申請責任者は、花火大会当日の現地責任者となりますので、いかなる理由があっても変更できません。

花火大会当日は、猛烈な暑さが予想されますので、体調不良等により、現地に常駐できなくなった場合は、出店取消しとなります。

### 【郵便料金について】

郵便料金不足の場合、事務局は受け取りはせず、差出人に返送します。このことにより、提出期限に間に合わなかった場合でも、事務局は一切の責任を負いません。

料金不足にならないよう、郵便局の窓口で料金を確認してください。

# 第48回加古川まつり花火大会 露店出店者募集要項

## 1. 基本事項

- (1) 花火大会当日（8月4日（日））は出店申請責任者本人が「出店許可証」「駐車許可証」「通行許可証」及び「運転免許証等顔写真付き身分証明書」を必ず持参すること。  
出店申請責任者が来ない場合は、出店辞退とする。
- (2) 加古川まつり花火大会を訪れるすべての来場者等に心より楽しんでいただくため、安全衛生及びサービス・モラルなどについて、徹底するよう心掛けること。
- (3) 出店条件や規約、以下に記載する注意事項等を逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者および関係機関より指導する場合があります。これに従わない店舗は、店舗営業中であっても即時退店・閉店の措置をとる場合があります。その際は、いかなる場合においても異議を受け付けません。また、出店に関するいかなる損害も主催者は一切補償しません。さらに翌年以降の出店及び、営業補助者としても登録を認めません。

## 2. 出店・販売について

- (1) 出店時間は午後4時～午後10時ですが、午後10時30分まで消灯しないこと。  
交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、まつりの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従うこと。
- (2) 許可された販売品目以外のは絶対に販売しないこと。
- (3) 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないことを遵守すること。  
特に、商標登録など知的財産に関する違反行為は厳禁、また、産地偽装や来場者が誤解を招くような商品を扱わないこと。
- (4) 未成年者へアルコール類の販売は行わないこと。
- (5) 法令及び公序良俗に反するものと主催者が判断した場合は、出店内容の変更の指示、場合によって出店中止の措置を取るものとする。  
＜例＞危険物（劇薬、危険ドラッグ等）、極めてギャンブル性の高いもの、購入を強要するような販売方法等
- (6) 出店申請責任者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定をすること。必ず価格表示を行うこと。  
試食・試飲の提供は行わないこと。
- (7) 調理においては、煙により近隣及び来場者等から苦情等があった場合は使用を中止していただくことがありますので、取扱いには十分気をつけること。
- (8) 移動販売車による販売は認めません。
- (9) リサイクル用品の販売は認めません。
- (10) その他、主催者の判断により、出店商品の変更や販売中止を指示する場合があります。

## 3. 出店応募について

- (1) 1申請者（社）につき1回（1ブース）のみの申請とします。複数の申込みをした場合は、そのすべてを無効とします。又、お申込みには1申請者（社）につき1メールアドレスが必要です。※1つのメールアドレスからは複数の申込みは出来ません。
- (2) 出店申請責任者、営業補助者すべてが平成31年4月1日以降引き続き、兵庫県内に住民票を有する個人と、兵庫県内に事業所を有する法人に限ります。  
また、出店申請責任者は満20歳以上の者、営業補助者は満16歳以上の者（いずれも平成31年4月1日現在）に限ります。
- (3) 食品を販売する場合、取扱食品や作業内容などに関して事前に加古川健康福祉事務所（保健所）に問い合わせ、確認をすること。
- (4) 販売品目は最大3品まで。「出店登録書」を提出後の販売品目の変更・追加は認めません。  
なお、複数品目の販売を行う場合は、それぞれの販売品目に必要な露店の営業許可証が必要です。

- (5) 申込み多数の場合は、抽選とします。審査・抽選は、主催者が行い決定します。  
なお、審査・抽選内容及び結果に対する問い合わせ、異議については一切応じません。
- (6) 出店手続きに必要な書類等は、すべて主催者が指定する期日までに郵送により提出すること  
(事務局への直接持参は不可)。遅れたり提出の無い場合は、出店辞退として取扱います。  
書類提出後は、次の事項を除き申請内容の変更はできません。  
◆営業補助者の変更または追加  
※新たに従事する者の申請に必要な書類などを速やかに届け出ること
- (7) 出店店舗数が募集店舗数に達しない場合でも、追加募集しません。

#### 4. 出店区画について

- (1) 加古川まつり花火大会においては、主催者が「露店出店エリア」を設定し、その区域内で下記のとおり出店区画を指定します。指定する出店区画以外の場所では、出店は認めません。
- (2) 出店権利の譲渡並びに出店者間の権利の交換は禁止します。
- (3) 近隣で販売品目が重複した場合にあっても、主催者は出店を辞退する以外苦情等は一切受け付けません。
- (4) 安全上、当日区画配置の移動等がある場合があります。

#### 【 露店出店エリア 】

- ① 出店区画は、間口 3.6m × 奥行 3.6mとします。
- ② 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
- ③ 油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボール等による処置を必ず行うこと。
- ④ 休憩エリア、資機材等ストックエリアは設置しない。出店区画以外での資材等の保管は禁止します。
- ⑤ 備品及び商品の保全是出店申請責任者が行うこと。盗難、紛失など、主催者は一切の責任を負いません。

#### 5. 店舗の運営について

- (1) 主催者が、加古川まつり花火大会の開催の中止、営業時間の変更または交通規制の内容を変更した場合は、その指示に従うこと。
- (2) 出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、出店許可条件をもとに主催者の指示を遵守すること。
- (3) 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた事故に関して、主催者は一切の責任を負いません。
- (4) 店舗消灯時間（22：30）は厳守すること。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、祭りの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従うこと。
- (5) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
- (6) 拡声器、マイクなどによる宣伝及び出店区画以外での販売は禁止します。
- (7) 店舗内や発電機・ガスボンベ等の周辺では、喫煙を禁止します。
- (8) 出店スペースでの造作は可能ですが、主催者から別途指示がある場合は撤去、変更について速やかに対応すること。
- (9) 喫煙マナーを守り、お客様や周囲の人に配慮すること。
- (10) 主催者が交付する出店許可証を、店舗正面の見やすい箇所に掲示すること。
- (11) 加古川市火災予防条例（昭和36年条例第30号。以下「火災予防条例」という。）その他関連法令を遵守すること。

## 6. 出店者の責任・補償について

- (1) 出店申請責任者および営業補助者は、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号。以下「加古川市暴力団排除条例」という。）に基づく警察への照会によって許可された者に限ります。
- (2) 店舗内には、出店申請責任者が常駐すること。また、営業補助者も含め、運営スタッフとして、ふさわしい服装、マナーで接すること。
- (3) 出店申請責任者及び営業補助者は他店舗との兼務はできません。また、業務従事者の雇用は労働基準法等関連法令を遵守すること。
- (4) 購入者の苦情などについては、出店申請責任者自らの責任と費用をもって対応すること。
- (5) 食品を販売する出店申請責任者は、食品衛生法及び関連法令の規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情などが発生しないように十分注意すること。伝染病疾患や化膿性疾病、下痢などの症状がある場合は、業務に携わらないこと。衛生管理、保険などについては、出店申請責任者の責任において対応すること。
- (6) 万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出店申請責任者自らの責任と費用をもって対応すること。
- (7) 主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、それに従うこと。
- (8) 店舗の装飾などは、地震や突風などにより転倒、落下、移動等しないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保すること。
- (9) 出店商品などの管理、保護については出店申請責任者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- (10) 出店に際して生じたトラブルについては、出店申請責任者が一切の責任を負うこと。
- (11) 出店申請責任者はその責任において、必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補償に備えておくこと。
- (12) 禁止事項や募集要項に反する行為をはじめ主催者の指示に従わない場合は、即時出店取り消しとし、また出店に関するいかなる損害も補償しません。

## 7. 衛生・原状回復について

- (1) 調理により発生した汚水、残飯や材料等は出店申請責任者で持ち帰ること。
- (2) 店舗には必ずゴミ箱を設置すること。飲食等により生じた来場者等からの空容器等のゴミは、各店舗で回収し、出店申請責任者で持ち帰ること。
- (3) 食品を取り扱う出店申請責任者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指導に従うこと。
- (4) アルコール消毒液などを備え、提供品などを清潔に扱い、従事者の手洗いなどを慣行すること。
- (5) 会場内及びその周辺の排水溝などにゴミ・油・残飯などを廃棄しないこと。
- (6) 出店申請責任者は、会場・公共施設を汚さぬよう十分に注意し、出店スペース周辺に油、飲食物による汚れが生じないようにすること。
- (7) 花火大会終了後は、出店スペース及び周辺の清掃を行うこと。飲食物などにより出店スペースが汚れた場合は、出店申請責任者が責任をもって清掃すること。
- (8) 出店に必要な機材、造作等は全て出店申請責任者が負担をし、花火大会終了後、原状回復すること。
- (9) 会場および会場周辺にゴミや食材、容器などを廃棄した場合や、出店スペースが汚れたままの場合（原状回復ができていない場合）は、翌年以降の出店および営業補助者としても登録を認めません。

## 8. 暴力団排除について

- (1) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）及び加古川市暴力団排除条例を遵守すること。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続きに積極的に協力すること。
- (2) 自己（出店申請責任者）及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員
  - ②同一生計者に暴力団員がいる者
  - ③暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - ④暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (3) 出店に関する金銭の要求を受けた場合はこれに応じず、速やかに主催者並びに警察に届け出ること

## 9. 発電機やガスコンロ等の使用について

- (1) 発電機及びガスコンロ等の火気を使用する出店申請責任者は、火災予防条例の規定を遵守し、店舗に消火器を設置すること。また、消火器の設置場所及び使用方法是事前に確認し、火災発生に備えること。

なお、設置する消火器は原則ABC粉末消火器とし、腐食又は破損等がないか確認の上、各法令の規格に適合した適切な消火器を準備すること。
- (2) 発電機は、周辺に火気や燃えやすいものが無いことを確認して使用すること。
- (3) ガソリンの貯蔵・取扱いは次の留意事項を厳守すること。また、開店前に必ず給油を行い、出店中の給油は行わないよう努めること。
  - ①「ガソリン携行缶」から給油するときは、必ず空気調整ネジを緩め、携行缶内の圧力を抜いて行うこと。
  - ②発電機等に給油するときは、必ず発電機等のエンジンを止めてから行うこと。
  - ③「ガソリン携行缶」は、直接日光の当たらない通気性の良い場所で保管すること。
  - ④ガスコンロ等の火気を使用する付近では、絶対に取り扱わないこと。
- (4) プロパンガスボンベを使用する場合は、直接日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。また、火気とは原則2m以上離して管理すること。
- (5) ガスホースは、ガス漏れを防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないものを使用すること。
- (6) カセットボンベ式コンロの使用は禁止する。
- (7) 店舗内で使用する物品は、防災製品の使用に努めること。

## 10. その他

- (1) 本募集要項において、補足の必要が生じた場合は、「加古川まつりホームページ」に適宜掲載します。また、出店者説明会等が、気象状況及び災害等の影響で日程変更や開催できない場合、同様にホームページに掲載します。
- (2) 露店の出店について、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。また、営業物品その他の買取等も一切行いません。
- (3) 花火大会当日も含め、申込み後は出店申請責任者の変更はできません。いかなる事情がある場合でも出店辞退とさせていただきます。
- (4) 本募集要項を精読し、内容すべてを了承できる方のみ出店を認めます。
- (5) 過度にわたる電話での質問や回答要請は、出店申請の資格を喪失します。